

教育委員会会議 定例会

平成 30 年 2 月 7 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 36 号 平成29年度2月補正予算(案)概要
- 第 37 号 平成30年度当初予算(案)概要
- 第 38 号 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 39 号 教育委員会の活動状況報告書について
- 第 40 号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 41 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 42 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 43 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 44 号 山梨県指定文化財の指定について
- 第 45 号 山梨県指定文化財の解除について

2 報 告 事 項

- (11) 指導が不適切な教員について

3 その他報告

- (17) 「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について
- (18) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例
- (19) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- (20) 平成29年「やまなしスポーツ賞」について
- (21) 冬季国体及び冬季インターハイについて

平成 29 年度 2 月 補正 予算 (案) 概要

一般会計

【目的別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	28年度2月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A-B	前年比 A/B%
教育委員会所管一般会計	84,825,051	△831,563	83,993,488	100.0	84,979,684	100.0	△986,196	98.84
第2款 総務費	166,321	0	166,321	0.2	203,732	0.2	△37,411	81.6
第1項 総務管理費	166,321	0	166,321	0.2	203,732	0.2	△37,411	81.6
第8款 土木費	662,583	△6,400	656,183	0.8	524,647	0.6	131,536	125.1
第4項 都市計画費	662,583	△6,400	656,183	0.8	524,647	0.6	131,536	125.1
第10款 教育費	83,996,147	△825,163	83,170,984	99.0	84,251,305	99.2	△1,080,321	98.7
第1項 教育総務費	15,210,594	△743,777	14,466,817	17.2	13,452,791	15.8	1,014,026	107.5
第2項 小学校費	25,713,434		25,713,434	30.6	26,000,703	30.7	△287,269	98.9
第3項 中学校費	15,390,789		15,390,789	18.3	15,598,575	18.4	△207,786	98.7
第4項 高等学校費	17,258,224	81,423	17,339,647	20.6	18,364,391	21.6	△1,024,744	94.4
第5項 特別支援学校費	6,951,551		6,951,551	8.3	7,506,186	8.8	△554,635	92.6
第6項 社会教育費	2,061,406	△147,669	1,913,737	2.3	1,985,180	2.3	△71,443	96.4
第7項 保健体育費	1,410,149	△15,140	1,395,009	1.7	1,343,479	1.6	51,530	103.8

【性質別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比 %	28年度2月現 計予算額(B)	構成比 %	対前年度比較 A-B	前年比 A/B%
1 消費的経費	81,732,793	△765,370	80,967,423	96.4	80,475,103	94.7	492,320	100.6
人件費	73,544,825	△607,673	72,937,152	86.8	72,583,464	85.4	353,688	100.5
(委員等報酬)	927,357	△52,072	875,285	1.0	863,308	1.0	11,977	101.4
(職員給)	64,377,210	583	64,377,793	76.7	64,928,491	76.4	△550,698	99.2
(退職金)	8,114,680	△545,576	7,569,104	9.0	6,683,565	7.9	885,539	113.2
(その他)	125,578	△10,608	114,970	0.1	108,100	0.1	6,870	106.4
物件費	4,618,205	△33,423	4,584,782	5.5	4,651,256	5.5	△66,474	98.6
維持補修費	89,062	0	89,062	0.1	90,756	0.1	△1,694	98.1
扶助費	676,940	△37,322	639,618	0.8	597,247	0.7	42,371	107.1
補助費等	2,803,761	△86,952	2,716,809	3.2	2,552,380	3.0	164,429	106.4
2 投資的経費(普通建設)	3,075,591	△66,585	3,009,006	3.6	4,488,933	5.3	△1,479,927	67.0
補助事業	25,202	0	25,202	0.0	554,362	0.7	△529,160	4.5
単独事業	3,050,389	△66,585	2,983,804	3.6	3,934,571	4.6	△950,767	75.8
3 貸付金	3,864	0	3,864	0.0	3,864	0.0	0	100.0
4 繰出金	12,803	392	13,195	0.0	11,784	0.0	1,411	112.0
5 投資及び出資金	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	84,825,051	△831,563	83,993,488	100.0	84,979,684	100.0	△986,196	98.8

【提案理由】

一般会計歳入歳出予算の総額を 831,563千円減額し、歳入歳出それぞれ 83,993,488千円としたい。
これが、この案件を提出する理由である。

平成29年度2月補正予算(案)概要

(単位:千円)

課室名	事業名等	予算額 (財源)	事業の概要		
学校施設課	峡南地域単位制・ 総合制高校 建設事業費	99,971 (県費 99,971)	魅力と活力ある高校づくりを推進するため、増穂商業高校、市川高校及び峡南高校を再編し、単位制の総合制高校を設置する。 事業内容 埋蔵文化財調査		
			既定予算額	補正額	計
			419,726	99,971	519,697

繰越明許費

(単位:千円)

款	項	補正後	
		事業名	金額
10 教育費	4 高等学校費	高校施設整備費	654,870
	5 特別支援学校費	甲府支援学校等施設整備費	17,359

平成30年度当初予算(案)概要

一般会計

【目的別】

(単位 千円)

区分	平成30年度 当初予算額 A	構成比 %	平成29年度 当初予算額 B	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
教育委員会所管一般会計	84,955,653	100.0	83,826,798	100.0	1,128,855	101.3
2 総務費	161,334	0.2	155,345	0.2	5,989	103.9
1 総務管理費	161,334	0.2	155,345	0.2	5,989	103.9
8 土木費	491,547	0.6	538,499	0.6	△ 46,952	91.3
4 都市計画費	491,547	0.6	538,499	0.6	△ 46,952	91.3
10 教育費	84,302,772	99.2	83,132,954	99.2	1,169,818	101.4
1 教育総務費	15,295,060	18.0	15,158,500	18.1	136,560	100.9
2 小学校費	25,569,942	30.0	25,894,498	30.9	△ 324,556	98.7
3 中学校費	15,343,154	18.1	15,504,413	18.5	△ 161,259	99.0
4 高等学校費	17,387,069	20.4	16,729,166	20.0	657,903	103.9
5 特別支援学校費	7,458,079	8.8	6,915,120	8.2	542,959	107.9
6 社会教育費	2,598,164	3.1	2,061,406	2.5	536,758	126.0
7 保健体育費	651,304	0.8	869,851	1.0	△ 218,547	74.9

【性質別】

(単位 千円)

区分	平成30年度 当初予算額 A	構成比 %	平成29年度 当初予算額 A	構成比 %	対前年度比較 A - B	前年比 A/B %
1 消費的経費	81,345,065	95.7	81,955,206	97.8	△ 610,141	99.3
人件費	73,348,891	86.3	73,773,157	88.1	△ 424,266	99.4
(委員等報酬)	966,935	1.1	925,713	1.1	41,222	104.5
(職員給)	63,988,357	75.4	64,607,191	77.2	△ 618,834	99.0
(退職金)	8,267,952	9.7	8,114,680	9.7	153,272	101.9
(その他)	125,647	0.1	125,573	0.1	74	100.1
物件費	4,656,931	5.5	4,605,834	5.5	51,097	101.1
維持補修費	87,978	0.1	89,062	0.1	△ 1,084	98.8
扶助費	679,034	0.8	684,030	0.8	△ 4,996	99.3
補助費等	2,572,231	3.0	2,803,123	3.3	△ 230,892	91.8
2 投資的経費(普通建設)	3,596,321	4.3	1,854,925	2.2	1,741,396	193.9
補助事業	225,081	0.3	19,562	0.0	205,519	1,150.6
単独事業	3,371,240	4.0	1,835,363	2.2	1,535,877	183.7
3 貸付金	3,864	0.0	3,864	0.0	0	100.0
4 繰出金	10,403	0.0	12,803	0.0	△ 2,400	81.3
合計	84,955,653	100.0	83,826,798	100.0	1,128,855	101.3

【提案理由】

平成30年度一般会計歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 84,955,653千円としたい。
これが、この案件を提出する理由である。

平成30年度当初予算(案)の概要

総務課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
しなやかな心の 育成推進事業費	3,637 (国委 3,637)	自他を敬愛し、困難や挫折に直面しても諦めない「しなやかな心」を持つ児童生徒の育成に向けた取り組みを行う。 事業内容 研究指定校による実践研究 講演会、研修会の開催等	4,693 (国委 4,693)
教育広報費	2,209 (県費 2,209)	1 教育広報誌の電子化 2 一日教育委員会の開催 3 児童生徒と語る「一日教育委員会」の開催 4 ㊦教育振興基本計画策定費	906 (県費 906)
教育研修費	6,059 (県費 6,059)	教職員の研修事業 175講座	6,059 (県費 6,059)
教育相談事業費	16,729 (国補 3,149) (県費 13,580)	1 いじめ・不登校ホットライン事業 2 事例検討学習会の開催	16,740 (国補 3,149) (県費 13,591)

福利給与課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
職員福利厚生費	142,880 (県費 142,880)	労働安全衛生法及び山梨県教育委員会安全衛生管理規程に基づく教職員の健康管理事業並びに地方公務員法に基づく教職員の福利厚生事業 ・定期健康診断及び各種検診 ・元気回復事業 ・県費負担教職員の健康管理推進事業 ・ストレスチェック推進事業 ・メンタルヘルス対策 ・教職員ライフプランセミナー	139,516 (県費 139,516)

学校施設課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
産振設備費	47,601 (県費 47,601)	産業教育振興法に基づく実験実習設備整備 ・低額設備 ・基準設備 ・特別装置 実施校 甲府城西高校、塩山高校、都留興譲館高校	92,120 (県費 92,120)
高等学校教材設備近代化事業費	137,574 (県費 137,574)	高等学校における教材教具整備 ・一般教材整備 ・パソコンソフト整備 ・普通科高校教育用コンピュータ整備 実施校 甲府南高校、巨摩高校、山梨高校、笛吹高校、都留高校 ・特別活動設備、消耗品等	84,579 (県費 84,579)
専門高校情報教育機器更新事業費	60,426 (県費 60,426)	産業教育の充実を図るため、実習に必要なパソコンルームの機器を更新する。 実施校 北杜高校、韭崎工業高校、甲府工業高校、富士北稜高校	31,346 (県費 31,346)
高校施設整備費	984,169	<p>1 都留興譲館高等学校建設事業費 2,502 都留興譲館高校の校舎の整備等を行う。 事業内容 グランド借上費等</p> <p>2 峡南地域単位制・総合制高校建設事業費 446,862 魅力と活力ある高校づくりを推進するため、増穂商業高校、市川高校及び峡南高校を再編し単位制の総合制高校を設置する。 ・校舎等整備費 328,974 構造・規模 校舎 RC4F 11,469㎡ 体育館 S1F 2,574㎡ 弓道場等その他附属施設整備 事業年度 30～34年度 事業費 総事業費 4,923,972 30年度 328,974 31年度 3,373,177 32年度 258,587 33年度 814,861 34年度 148,373</p> <p>・実施設計委託費等 117,888</p>	221,587

学校施設課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
		<p>3 甲府工業高等学校専攻科棟 建設事業費 500,785</p> <p>本県産業の持続的な発展を支える人材を育成するため、甲府工業高校に高度な専門教育を行う専攻科棟を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎等整備費 23,822 構造・規模 校舎 RC2F 2,330㎡ 駐輪場等その他付属施設整備 <p>事業年度 30～32年度</p> <p>事業費 総事業費 766,000</p> <p>30年度 23,822</p> <p>31年度 736,952</p> <p>32年度 5,226</p> <ul style="list-style-type: none"> 弓道場、テニスコート整備費等 476,963 	
	<p>(国補 9,970)</p> <p>(県債 686,000)</p> <p>(県費 288,199)</p>	<p>4 小規模施設整備事業費等 34,020</p>	<p>(県債 99,000)</p> <p>(県費 122,587)</p>
<p>甲府支援学校等 施設整備費</p>	<p>698,830</p> <p>(国負 35,815)</p> <p>(国補 14,671)</p> <p>(県債 420,000)</p> <p>(県費 228,344)</p>	<p>1 児童心理治療施設 支援学校建設事業費 128,413</p> <p>発達障害等に係る医療等の高度化及び支援体制の強化を図るため、子どもの心のケアに係る総合拠点を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎棟整備費 128,390 構造・規模 校舎 RC2F 929㎡ W1F 200㎡ 体育館 S1F 300㎡ <p>事業年度 30～31年度</p> <p>事業費 総事業費 583,542</p> <p>30年度 128,390</p> <p>31年度 455,152</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請手数料 23 <p>2 やまびこ支援学校建設事業費 476,902</p> <p>教育環境の充実を図るため、やまびこ支援学校を移転改築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎棟整備費 23,822 構造・規模 校舎 W1F 2,838㎡ RC2F 1,658㎡ 体育館 S1F 1,248㎡ 寄宿舎等その他付属施設整備 <p>事業年度 30～32年度</p> <p>事業費 総事業費 2,327,253</p> <p>30年度 119,669</p> <p>31年度 2,181,615</p> <p>32年度 25,969</p> <ul style="list-style-type: none"> 造成工事費等 476,963 <p>3 甲府支援学校等施設維持管理費 93,515</p> <p>施設の年間維持修繕に要する経費</p>	<p>218,750</p> <p>(県債 62,000)</p> <p>(県費 156,750)</p>

義務教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
いきいき教育地域人材活用推進事業費	6,232 (県費 6,232)	小中学校教育の活性化を図るため、地域や企業等の人材を特別非常勤講師として派遣する。 ・1回2時間 1,145回派遣	6,264 (県費 6,264)
郷土学習推進事業費	253 (県費 253)	児童生徒が郷土への関心を深め、誇りをもてるよう、郷土学習コンクール等を実施する。	240 (県費 240)
読解力・記述力向上推進事業費 (新)	3,661 (県費 3,661)	全国学力・学習状況調査応用問題に対応できるよう、読解力・記述力の向上を図るため、新聞記事を題材としたワークブックを作成する。	
学力向上総合対策事業費	76,357 (国補 15,975) (県費 60,382)	<p>全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、児童生徒の学力向上を図るため、学校と市町村との連携による授業改善や家庭学習の一層の習慣化に向けた取り組みを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学力向上推進事業費 学力向上対策会議、学力向上フォーラム等の開催 2 学力把握調査事業費 学力把握調査の実施 3 (新)学びのサイクル改善事業費 単元末ごとにテストを実施し、学校やクラス単位で分析結果を得て授業改善 4 主体的・対話的で深い学び推進事業費 実践検証校による授業研究 5 (新)学力向上支援スタッフ配置事業費補助金 教員の学習指導への支援等を行う者を配置する市町村等に対し助成 6 (新)中学生英語力向上サポート事業費補助金 中学3年生を対象に、実用英語技能検定(英検)3級以上の検定料を支援する市町村等に対し助成 7 学力向上フォローアップ事業費 放課後、土曜日等を活用した補習の実施等 8 若手教員グローアップ事業費 退職教員による若手教員の指導等 9 ミドルリーダー研修費 中堅教員を対象とした研修の実施 10 授業力養成講座開催費 専門家の模範授業等による実践的な講座の開催 11 (新)家庭学習習慣化促進事業費 家庭学習の習慣化を促進するため、家庭学習連絡ファイルを作成 	43,303 (国補 8,240) (県費 35,063)

義務教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
被災幼児児童生徒就園就学支援事業費補助金	2,414 (国補 2,414)	市町村が行う、東日本大震災により被災し、就園就学が困難となった幼児児童生徒の保護者への就園就学支援事業に対し助成する。 補助率 10/10	2,870 (国補 2,870)
実践的防災教育推進事業費	3,990 (国委 3,990)	東日本大震災の教訓を踏まえ、学校における実践的な防災教育の充実を図るため、緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練等を実施する。	4,396 (国委 4,396)
学校運営協議会設置推進事業費	2,136 (国補 1,068) (県費 1,068)	次代の山梨を担う子どもたちの個性と創造性を育む学校づくりに向け、保護者・地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置を推進する。 4市町村にて推進	902 (国補 432) (県費 470)
いじめ・不登校対策事業費	191,598 (国補 54,932) (県費 136,666)	<ol style="list-style-type: none"> 1 スクールカウンセラー活用事業費 ・スクールカウンセラー配置事業 配置校 150校 ・要請訪問スクールカウンセラー事業 年間311回(933時間)派遣 2 地域連携子どもと親と 教師のための教育相談事業費 山梨大学等と連携した教育相談 3 スクールソーシャルワーカー活用事業費 年間1,628回(6,510時間)派遣 4 適応指導教室運営費 適応指導教室(石和、韭崎、都留)の運営 5 保護者のための研修会開催費 6 いじめ問題対策連絡協議会開催費 	201,032 (国補 54,179) (県費 146,853)

高校教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
キャリアビジョン形成支援事業費	7,400 (使用料 7,400)	児童生徒が自ら総合的に将来を考える力を育成するため、小、中、高校が連携したキャリア教育を推進する。 事業内容 小・中・高校におけるライフプランニング指導計画の作成 高校におけるライフプランニング講座体験学習の実施等	7,400 (使用料 7,400)
教育情報ネットワーク整備事業費	76,048 (使用料 73,967) (県費 2,081)	すべての県立学校にネットワーク環境を整備し、教育の情報化の推進を図る。	74,689 (使用料 68,408) (県費 6,281)
県立学校教育情報化推進事業費	31,241 (国委 2,500) (県費 28,741)	1 県立学校教育情報化促進事業費 県立学校教員に一人1台パソコンを貸与し、授業への活用など情報化を促進する。 2 ICT活用学力向上実証研究事業費 高校生の学力向上を図るため、ICTを活用したきめ細かな指導方法等の実証研究を行う。 研究指定校 市川高等学校 富士北陵高等学校	104,581 (県費 104,581)
エネルギー教育推進事業費	10,000 (国補 10,000)	児童生徒のエネルギー問題に対する理解を深めるため、教材の整備等を行う。	10,000 (国補 10,000)
地域産業人材育成事業費	8,282 (国補 2,147) (国委 3,987) (県費 2,148)	1 工業系高校生実践的技術力向上事業費 ものづくりを支える専門的職業人を育成するため、地域産業界と工業系高校が連携し、生徒の企業実習や企業技術者による実践的授業を行う。 2 スーパー・プロフェッショナル ・ハイスクール事業費 本県産業の持続的な発展を支える人材を育成するため、甲府工業高校専攻科の開設を見据え、大学、企業等と連携した実践研究を行う。 研究指定校 甲府工業高等学校	4,295 (国補 1,471) (県費 2,824)
県立学校いじめ問題対策委員会開催費	380 (県費 380)	県立学校において重大事態が発生した際、事実関係を明確にするための調査を実施するため、教育委員会の附属機関を設置する。	380 (県費 380)
スーパーグローバルハイスクール事業費	9,995 (国委 9,995)	国際的に活躍できる人材を育成するため、大学、企業等と連携した実践研究を行う。 研究指定校 甲府第一高等学校	9,989 (国委 9,989)
大村智自然科学賞表彰事業費	408 (繰入金 141) (県費 267)	理科・数学等に係る研究発表、コンテスト等で優秀な成績・成果を収めた県内の中学生・高校生等を表彰する。	408 (繰入金 63) (県費 345)

高校教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
高校生留学促進 事業費	5,600 (国補 1,600) (県費 4,000)	1 高校生留学促進事業費 国際的に活躍できる人材を育成するため、留学 費用を助成する。 2 グローバル人材育成留学促進事業費 国際的に活躍できる人材を育成するため、県内高 校生を対象とした留学プログラムを作成し、留学費 用を助成する。 ・留学先 アイオワ州 ・対象人数 20人 ・補助額 1人 100,000円 (所得に応じて別途200,000円)	8,800 (国補 4,000) (県費 4,800)
グローバル人材 育成教育プログ ラム導入事業費	2,463 (県費 2,463)	国際的に活躍できる人材を育成するため、県立高校に 国際的な大学入学資格が取得できる国際バカロレアを導入する。 導入校 甲府西高等学校 事業内容 国際バカロレア導入検討委員会の設置 ワークショップへの参加 カリキュラムの検討等	2,466 (県費 2,466)
公立高等学校就 学支援金	1,865,146 (国負 1,864,222) (国補 580) (県費 344)	家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある生徒が安心 して勉学に打ち込めるよう、高校生等に対し公立高校授 業料相当額等を助成する。	1,900,705 (国負 1,899,802) (国補 580) (県費 323)
公立高等学校奨 学給付金	201,777 (国補 67,258) (県費 134,519)	経済的に余裕のない世帯の高校生等が安心して教育を 受けられるよう、教科書や学用品等に係る教育費負担を 軽減するための給付金を支給する。	198,719 (国補 66,239) (県費 132,480)
公立高等学校等 入学準備サポ ート事業費	30,700 (県費 30,700)	経済的に余裕のない世帯の高等学校等入学に要する費 用負担の軽減を図るため、国の奨学給付金に加え県単独 で給付金を支給する。 支給額 1人当たり 50,000円	31,150 (県費 31,150)
就学奨励費補助 金	11,440 (県費 11,440)	1 交通被災遺児就学奨励費補助金 公益財団法人山梨みどり奨学会が行う交通被災遺 児奨学金給付事業に対し助成する。 2 育英奨学金運営費補助金 高校生奨学金業務の運営経費に対し補助する。	11,406 (県費 11,406)

高校改革・特別支援教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
新しい高校づくり推進事業費	3,882 (県費 3,882)	・高校改革アンケート調査の実施 ⑧高等学校審議会開催費 生徒減少期における学校規模の適性化等に対応し、魅力ある学校づくりを進めるため、新たな整備構想を策定する。	1,210 (県費 1,210)
特別支援学校児童生徒就学奨励費	132,288 (国負 51,128) (国補 15,014) (県費 66,146)	特別支援学校児童生徒の保護者に対し、通学費用や給食費等を支給する。	132,802 (国負 49,136) (国補 17,264) (県費 66,402)
特別支援教育推進費	8,336 (国補 119) (国委 3,473) (県費 4,744)	1 教育支援委員会の開催 2 インクルーシブ教育システム推進のため、教育、医療、福祉等の連携会議を開催する。 3 特別支援教育担当教員資質向上のための各種講習会の開催等 4 入院している児童生徒に対する教育の充実を図るため、関係機関が連携した支援体制を構築する。	2,937 (国補 119) (国委 808) (県費 2,010)

社会教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
青少年育成事業費	3,854 (国補 278) (県費 3,576)	1 子どもの貧困対策の総合的な推進事業費 貧困状況にある子どもの健やかな育成を図るため、市町村等と連携し、地域の実情に応じた効果的な貧困対策を推進する。 ・協議会の開催 ・ 新 コーディネーター養成研修の実施 ・ 新 リーフレットの作成 2 青少年健全育成功労者知事表彰等	1,680 (県費 1,680)
青少年育成山梨県民会議助成費	4,548 (県費 4,548)	1 環境浄化運動の推進 2 青少年育成活動の推進 3 市町村民会議の活動促進	4,694 (県費 4,694)
青少年問題調整費	3,237 (県費 3,237)	1 青少年関係行政機関との連絡調整 2 臨 子ども・若者の意識と行動に関する調査費	2,271 (県費 2,271)
青少年センター費	106,425 (使用料 33) (県費 106,392)	1 設備整備費 2 管理運営委託費 指定管理者 公益財団法人山梨県青少年協会 指定期間 H26.4~H31.3 (5年間) 期間限度額 530,858	110,582 (使用料 33) (県費 110,549)
社会教育振興費	11,430 (県費 11,430)	1 社会教育関係団体活性化事業費補助金 補助先：山梨県社会教育振興会 2 子どもの読書活動推進事業 子ども読書活動推進会議の開催 (年2回) 3 やまなし読書活動促進事業 県民の読書活動に対する理解を深めるため、本を贈る習慣の定着を図るイベントの開催等を行う。 4 社会教育委員会議運営費等	11,694 (県費 11,694)
地域教育推進事業費	36,645 (国補 17,987) (県費 18,658)	1 放課後子ども総合プラン推進事業費 ・推進委員会・指導員研修会の開催 ・放課後子ども教室推進事業費補助金 2 地域教育連携事業費 ・地域教育推進連絡協議会の運営・開催 ・地域教育広報誌の発行 ・講演会、研修会等の開催	34,104 (国補 16,717) (県費 17,387)
家庭教育推進事業費	14,451 (国補 421) (県費 14,030)	1 家庭教育支援事業費 ・幼児教育放送「子育て日記」の放映 ・フォーラム、講座の開催 2 子育て支援リーダー実力アップ事業費 地域の子育て家庭を支援するため、県立大学と協働してリーダーの実力アップ講座を実施する。 3 子育て相談総合窓口設置事業費	14,786 (国補 537) (県費 14,249)

社会教育課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
青少年教育推進 事業費	3,685 (国補 692) (県費 2,993)	1 フロンティア・アドベンチャー 「やまなし少年海洋道中」事業費 2 やまなし若者中心市街地活性化協働事業費 ・実行委員会の設置 ・中心市街地活性化事業の実践	4,081 (県費 4,081)
山梨ことぶき勸 学院運営費	23,393 (使用料 10) (諸収入 7,568) (県費 15,815)	ことぶき勸学院の運営費 ・2拠点6教室 入学定員300人 ・修業年限2年	23,842 (使用料 10) (諸収入 7,664) (県費 16,168)
科学館運営費	342,867 (使用料 195) (県費 342,672)	1 施設設備整備・管理費 2 管理運営委託費 指定管理者 公益財団法人山梨県青少年協会 指定期間 H26.4～H31.3 (5年間) 期間限度額 1,650,325 3 シャトルバス運行費補助金 4 科学館協議会開催費	343,609 (使用料 212) (県費 343,397)
図書館運営費	126,526 (県費 126,526)	1 管理運営委託費 指定管理者 きらっとやまなし共同事業体 指定期間 H29.4～H33.3 (4年間) 期間限度額 323,611 2 図書館協議会開催等	126,805 (県費 126,805)
図書館奉仕費	47,042 (県費 47,042)	1 資料購入整備費 2 館内奉仕費 3 館外奉仕費 4 図書館活動推進費 5 子ども読書活動支援環境整備事業費 6 交流促進・にぎわい創出事業費	47,269 (県費 47,269)
八ヶ岳少年自然 の家運営費	110,152 (県費 110,152)	1 施設設備整備・管理費 2 管理運営委託費 指定管理者 公益財団法人山梨県青少年協会 指定期間 H26.4～H31.3 (5年間) 期間限度額 486,010	101,229 (県費 101,229)

スポーツ健康課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
富士北麓公園陸上競技場等改修事業費 (臨)	491,547 (県債 383,000) (県費 108,547)	東京オリンピック・パラリンピック大会の事前合宿等の誘致に向け、ラグビー及び陸上の競技団体が定める施設基準等に合致するよう、富士北麓公園陸上競技場等を改修する。	538,499 (県債 424,000) (県費 114,499)
生涯・地域スポーツ推進事業費	5,452 (県費 5,452)	1 スポーツ推進審議会開催費 2 身近な地域スポーツ促進事業費 3 広域スポーツセンター運営事業費 4 地域スポーツ推進人材育成・派遣事業費 5 生涯スポーツ情報発信事業費 6 市町村・社会体育関係団体指導費等	5,560 (県費 5,560)
体育協会助成費	107,111 (県費 107,111)	1 運営費補助金 2 青少年スポーツ推進事業費補助金 3 境川自転車競技場運営費補助金 4 (臨)境川自転車競技場改修事業費 5 情報システムサーバー管理費	96,279 (県費 96,279)
競技力向上費 (県体育協会補助金)	68,466 (県費 68,466)	1 競技団体選手育成強化 2 成年チーム指定強化 3 ジュニアアスリートトータルサポート事業	75,713 (県費 75,713)
クレール射撃競技練習場確保事業費	2,441 (県費 2,441)	県立射撃場の整備凍結に伴い、クレール射撃の競技力に極力影響が出ないよう、県内外の射撃場の利用に要する交通費等に対し助成する。	2,441 (県費 2,441)
国民体育大会選手派遣費	110,517 (県費 110,517)	1 国民体育大会 開催期間 平成30年9月29日～10月9日 開催地 福井県 2 国民体育大会冬季大会 開催期間 平成31年1月30日～2月3日 (スケート・アイスホッケー) 平成31年2月14日～17日 (スキー) 開催地 北海道 3 国民体育大会関東ブロック大会 開催期間 平成30年8月17日～19日 開催地 茨城県	116,624 (県費 116,624)

スポーツ健康課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
学校体育大会等 補助金	6,974 (県費 6,974)	1 各種体育大会等開催費及び全国大会・関東大会 への選手参加費補助金 補助先 県小中学校体育連盟 県高等学校体育連盟 県特別支援学校体育連盟 2 ㊦全国高等学校体育連盟研究大会開催費補助金	8,185 (県費 8,185)
学校体育振興費	18,627 (国補 4,567) (県費 14,060)	1 学校体育実技指導者講習会等の開催事業費 2 子どもの体力向上推進事業費 3 運動部活動外部指導者派遣事業費 4 北杜高校県有馬飼育管理費 5 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費 6 部活動指導員任用事業費	24,227 (国補 5,057) (県費 19,170)
学校保健推進費	136,903 (国補 6) (国委 371) (諸収入 104,363) (県費 32,163)	1 日本スポーツ振興センター災害共済関連経費 2 県学校保健会事業費補助金 3 学校保健関係者研修会の開催費等 4 健康推進校・口腔衛生優良校表彰等事業費 5 県立学校管理者賠償責任保険加入費 6 県立学校児童生徒定期健康診断委託事業費 7 県立特別支援学校要保護及び 準要保護児童生徒医療費扶助費 8 学校保健課題解決支援事業費	135,498 (国補 6) (国委 700) (諸収入 101,558) (県費 33,234)
学校給食推進費	4,339 (県費 4,339)	1 学校給食関係者研修会の開催費等 2 へき地及び長距離学校給食パン配送費補助金 3 学校給食用食材点検給食従事者検便の実施費 4 学校給食等食材の放射線検査事業費	4,625 (県費 4,625)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
県立射撃場費	10,882 (県費 10,882)	1 管理運営委託費 施設名 八代射撃場 指定管理者 公益財団法人山梨県体育協会 指定期間 H26.4~H31.3 (5年間) 期間限度額 27,959 2 韮崎射撃場跡地管理事業費 韮崎射撃場跡地について適正な管理を行う。 ・水質検査費 土壌汚染対策法に基づき、地下水及び表流水 の定期的な水質検査を行う。 ・維持管理費 3 韮崎射撃場汚染土壌除去事業費 韮崎射撃場跡地の土壌汚染対策のため、汚染土 壌の除去を行う。	14,431 (県費 14,431)

学術文化財課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
ミュージアム甲斐・ネットワーク事業費	1,570 (県費 1,570)	県内の美術館・博物館が連携して県民の鑑賞・学習機会の充実、県内外からのリピーター化を促進する。	1,650 (県費 1,650)
山梨近代人物館費	17,500 (県費 17,500)	山梨近代人物館の管理運営	17,546 (県費 17,546)
文化財保護調査費	654,206 (証紙収入 792) (国補 8,555) (諸収入 553,367) (県費 91,492)	1 文化財保護調査費 ・県有文化財管理委託 ・カモシカ生育調査 ・酒呑場遺跡出土品保存修理 2 文化財保存事業費 ・国指定文化財保存事業 ・県指定文化財保存事業 3 埋蔵文化財調査費 ・埋蔵文化財発掘調査	269,167 (証紙収入 672) (国補 13,877) (諸収入 155,986) (県費 98,632)
美術館事業費	98,064 (使用料 23,803) (諸収入 9,789) (県費 64,472)	1 美術館企画展 ・「佐野洋子の世界」 平成30年4月21日～6月17日(58日間) ・「魔法の美術館」 平成30年6月30日～8月26日(58日間) ・「追悼 深沢幸雄展」 平成30年9月1日～10月8日(38日間) ・「シャルル＝フランソワ・ドービニー展」 平成30年10月20日～12月9日(51日間) 2 教育普及事業等	70,665 (使用料 29,526) (諸収入 5,179) (県費 35,960)
芸術の森運営費	413,865 (県費 413,865)	美術館、文学館及び芸術の森公園の管理運営委託 指定管理者 S P S ・ 桔梗屋グループ 指定期間 H26.4～H31.3 (5年間) 期間限度額 2,072,026	413,865 (県費 413,865)
考古博物館事業費	34,554 (使用料 848) (諸収入 16,733) (県費 16,973)	1 考古博物館企画展 ・「古代アンデス文明展」 平成30年5月19日～7月16日(59日間) 2 教育普及事業等	16,480 (使用料 1,405) (県費 15,075)

学術文化財課

(単位 千円)

事業名等	予算額 (財源)	事業の概要	前年度 当初予算額
文学館事業費	20,062 (使用料 4,334) (県費 15,728)	1 文学館企画展 ・「草野心平展」 平成30年9月22日～11月25日(65日間) 2 教育普及事業等 3 「やまなし文学賞」事業費補助金 募集部門 小説、研究・評論	20,062 (使用料 3,887) (県費 16,175)
博物館事業費	66,011 (使用料 21,103) (諸収入 65) (県費 44,843)	1 博物館企画展 ・「芳年～激動の時代を生きた鬼才浮世絵師～」 平成30年3月17日～5月14日(59日間) ・「リカちゃん展 ～リカちゃんに憧れたあの季節～」 平成30年7月14日～9月3日(52日間) ・「文字が語る 山国の古代」 平成30年10月13日～12月3日(52日間) ・「県都甲府の500年」 平成31年3月16日～5月13日(59日間) 2 調査・研究事業 3 教育・交流活動事業等	65,904 (使用料 19,934) (諸収入 57) (県費 45,913)

議案第 38 号

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

上記条例は平成30年2月定例県議会への提案が予定されており、山梨県知事より教育委員会に対して意見を求められているため。

条例の概要

総務部人事課

題 名	特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例																																							
趣 旨	一般職の県職員の退職手当の改定等に鑑み、特別職の職員の退職手当の支給割合を改定する必要がある。																																							
内 容	<p>1 条例改正の背景等 一般職の県職員の退職手当が平均約3.4%引き下げられたこと（平成30年2月1日施行）等から、特別職の職員の退職手当の支給割合の改定を実施する。</p> <p>2 条例改正の内容 特別職の職員の退職手当の支給割合を次のとおり改定する。</p> <p>知事： 0.52 → 0.502 副知事： 0.38 → 0.367 公営企業管理者： 0.24 → 0.232 教育長： 0.23 → 0.222 常勤監査委員： 0.12 → 0.116</p> <p>【参考】退職手当支給額＝退職時給料月額×勤続月数×支給割合</p> <table border="1" data-bbox="497 1281 1468 1729"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">任期</th> <th rowspan="2">給料月額</th> <th colspan="3">任期满了時の退職手当支給額（円）</th> </tr> <tr> <th>現行額</th> <th>改定額</th> <th>増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>48月</td> <td>1,250,000</td> <td>31,200,000</td> <td>30,120,000</td> <td>▲ 1,080,000 ▲ 3.5%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>48月</td> <td>960,000</td> <td>17,510,400</td> <td>16,911,360</td> <td>▲ 599,040 ▲ 3.4%</td> </tr> <tr> <td>公営企業管理者</td> <td>48月</td> <td>810,000</td> <td>9,331,200</td> <td>9,020,160</td> <td>▲ 311,040 ▲ 3.3%</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>36月</td> <td>790,000</td> <td>6,541,200</td> <td>6,313,680</td> <td>▲ 227,520 ▲ 3.5%</td> </tr> <tr> <td>常 勤 監 査 委 員</td> <td>48月</td> <td>610,000</td> <td>3,513,600</td> <td>3,396,480</td> <td>▲ 117,120 ▲ 3.3%</td> </tr> </tbody> </table>		任期	給料月額	任期满了時の退職手当支給額（円）			現行額	改定額	増減額	知 事	48月	1,250,000	31,200,000	30,120,000	▲ 1,080,000 ▲ 3.5%	副 知 事	48月	960,000	17,510,400	16,911,360	▲ 599,040 ▲ 3.4%	公営企業管理者	48月	810,000	9,331,200	9,020,160	▲ 311,040 ▲ 3.3%	教 育 長	36月	790,000	6,541,200	6,313,680	▲ 227,520 ▲ 3.5%	常 勤 監 査 委 員	48月	610,000	3,513,600	3,396,480	▲ 117,120 ▲ 3.3%
	任期				給料月額	任期满了時の退職手当支給額（円）																																		
		現行額	改定額	増減額																																				
知 事	48月	1,250,000	31,200,000	30,120,000	▲ 1,080,000 ▲ 3.5%																																			
副 知 事	48月	960,000	17,510,400	16,911,360	▲ 599,040 ▲ 3.4%																																			
公営企業管理者	48月	810,000	9,331,200	9,020,160	▲ 311,040 ▲ 3.3%																																			
教 育 長	36月	790,000	6,541,200	6,313,680	▲ 227,520 ▲ 3.5%																																			
常 勤 監 査 委 員	48月	610,000	3,513,600	3,396,480	▲ 117,120 ▲ 3.3%																																			
施行期日	公布の日から施行する。																																							
留意点	なし																																							
参考事項	なし																																							

特別職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の額)</p> <p>第三条 特別職の職員が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該特別職の職員としての勤続期間の月数及び当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 一月につき百分の五十二</p> <p>二 副知事 一月につき百分の三十六・七</p> <p>三 公営企業の管理者 一月につき百分の二十三・二</p> <p>四 教育長 一月につき百分の二十二・二</p> <p>五 常勤の監査委員 一月につき百分の十一・六</p> <p>2・3 略</p>	<p>(退職手当の額)</p> <p>第三条 特別職の職員が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該特別職の職員としての勤続期間の月数及び当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 知事 一月につき百分の五十二</p> <p>二 副知事 一月につき百分の三十八</p> <p>三 公営企業の管理者 一月につき百分の二十四</p> <p>四 教育長 一月につき百分の二十三</p> <p>五 常勤の監査委員 一月につき百分の十二</p> <p>2・3 略</p>

議案第 39 号

教育委員会の活動状況報告書について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、報告書を議会へ提出する必要がある。

(報告書別途配付)

議案第 40 号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

提案理由

最近の社会情勢の変化に鑑み、育児又は介護がしやすい環境を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

条例の概要

教育庁義務教育課

題名	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
趣旨	最近の社会情勢の変化に鑑み、育児又は介護がしやすい環境を整備するため、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年10月、少子高齢化が急速に進行する中、職員が子育てや介護を行う状況に至った際に、安心して働き続けることができるよう、その支援策の充実を図るよう人事委員会から報告がなされた。 ○ また、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、保育所に入れない場合における育児休業の再延長等が可能になった。 ○ これらを踏まえ、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>教育委員会に関する内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 小学校に就学している子を養育するため、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる「子育て時間」の制度を創設する（無給）。 ※山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則1歳までである非常勤職員の育児休業を6ヵ月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6ヵ月（2歳まで）の再延長を可能とする。 ・ 子どもが保育所に入れない場合について、①育児休業の再度の取得、②育児休業の再度の延長、③育児短時間勤務の1年以内の再取得を可能とする。 ※山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> 介護対象者が死亡又は介護施設に入所するなどして介護事由が消滅した場合で、職員から高齢者部分休業の承認の取消しの申出があったときには、例外的に部分休業を取消すことを可能とする。
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

条例の概要

総務部人事課

題名	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
趣旨	最近の社会情勢の変化に鑑み、育児又は介護がしやすい環境を整備するため、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年10月、少子高齢化が急速に進行する中、職員が子育てや介護を行う状況に至った際に、安心して働き続けることができるよう、その支援策の充実を図るよう人事委員会から報告がなされた。 ○ また、雇用保険法等の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、保育所に入れない場合における育児休業の再延長等が可能になった。 ○ これらを踏まえ、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>(1) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正 小学校に就学している子を養育するため、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる「子育て時間」の制度を創設する（無給）。</p> <p>(2) 山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則1歳までである非常勤職員の育児休業を6ヵ月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6ヵ月（2歳まで）の再延長を可能とする。 ・ 子どもが保育所に入れない場合について、①育児休業の再度の取得、②育児休業の再度の延長、③育児短時間勤務の1年以内の再取得を可能とする。 <p>(3) 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正 介護対象者が死亡又は介護施設に入所するなどして介護事由が消滅した場合で、職員から高齢者部分休業の承認の取消しの申出があったときには、例外的に部分休業を取消すことを可能とする。</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

	条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。
	第十八条の見出し中「特別休暇」の下に「、子育て時間」を加え、同条中「除く」
	」の下に「、子育て時間」を加える。
第三条・第四条	略
附則	
	この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
提案理由	
改正	最近の社会情勢の変化に鑑み、育児又は介護がしやすい環境を整備するため、所要の 修正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

山梨県学校職員員の勤務時間等に関する条例新旧対照表

(第一二条関係)

新	旧
<p>(休暇の種類)</p> <p>第十二条 学校職員員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>(子育て時間)</p> <p>第十五条の二 子育て時間は、学校職員員(育児短時間勤務職員員等を除く。)が小学校に就学している子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 子育て時間の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p> <p>3 子育て時間については、山梨県職員員給与条例第四条又は山梨県学校職員員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第十八条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県職員員給与条例第三十条又は山梨県学校職員員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、山梨県職員員給与条例第四条又は山梨県学校職員員給与条例第十八条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県</p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第十二条 学校職員員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、山梨県職員員給与条例第四条又は山梨県学校職員員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第十八条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、山梨県</p>

1

<p>職員員給与条例第三十条又は山梨県学校職員員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第十七条 無給休暇は、特別の事由により学校職員員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、その都度県教育委員会が必要と認める期間とする。</p> <p>2 無給休暇については、山梨県職員員給与条例第四条又は山梨県学校職員員給与条例第十八条の規定にかかわらず、承認された休暇の期間に係る給与(期末手当、勤怠手当及び退職手当を除く)は、一切支給しないものとする。ただし、当該承認された休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合には、その勤務しない一時間につき、山梨県職員員給与条例第三十条又は山梨県学校職員員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>(傷病休暇、特別休暇、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇の承認)</p> <p>第十八条 傷病休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、県教育委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>職員員給与条例第三十条又は山梨県学校職員員給与条例第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第十七条 無給休暇は、特別の事由により学校職員員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その期間は、その都度県教育委員会が必要と認める期間とする。</p> <p>2 無給休暇については、山梨県職員員給与条例第四条又は山梨県学校職員員給与条例第十八条の規定にかかわらず、承認された休暇の期間に係る給与は、一切支給しないものとする。</p> <p>(傷病休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び無給休暇の承認)</p> <p>第十八条 傷病休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び無給休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、県教育委員会の承認を受けなければならない。</p>
--	--

2

議案第 41 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、意匠的に優秀かつ、県に特異な流派的又は地域的特色が顕著なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「天澤寺山門 一棟」

山梨県指定有形文化財（建造物）の指定について（1）

1 種 別	有形文化財 建造物
2 名 称	<small>てんたくじさんもん</small> 天澤寺山門 一棟
3 所 在 地	山梨県甲斐市亀沢2609番地
4 所 有 者	山梨県甲斐市亀沢2609番地 天澤寺
5 構造・形式	<small>さんげんいっこ</small> 三間一戸（梁間三間）楼門、入母屋造、茅葺型銅板葺
6 年 代	宝暦3年（1753）頃
7 概 要	

天澤寺は、曹洞宗寺院で、山号をきよこうざん巨麓山という。甲斐市(旧敷島町)亀沢にあり、亀沢川溪谷の左岸に沿った山の南斜面に境内地が広がる。

参道正(南)面に惣門が建ち、これをくぐって木立の中の参道を北に進むと、一段高い位置に山門が南面して建つ。その先に平坦面が広がり、奥に本堂と庫裏が東西に並び、本堂の裏に開山堂が建つ。

甲斐国社記・寺記第三卷、旧記実蹟取調書(敷島町誌)によると、妙亀山広嚴院(笛吹市)の末寺で、文明4年(1472)に、現在地の北北東約2.5kmの天沢と呼ばれる地に、鷹岳宗俊を開山、亀沢の領主飯富氏を開基として創立された。寺には、武田家重臣の飯富兵部少輔虎昌と、山縣三郎兵衛尉昌景の位牌と供養塔が残されている。

棟札等、直接建立年を記した史料はないが、「宝暦3年(1753)癸酉年3月吉旦」の記のある山門建立のための寄付金受取証文が、寄付をした人物の子孫宅に所蔵されており、その頃の建立であることがわかる。

三間一戸の楼門は、梁間二間が一般的であるが、本山門は梁間が三間と奥行きがあるのが特徴である。県下には同様の梁間三間の楼門が他に2棟あり、寛永16年(1639)建立の慈照寺山門(甲斐市)、安永8年(1779)建立の景德院山門(甲州市)は、いずれも県指定文化財になっており、県外ではわずかに埼玉県飯能市(長光寺山門)と東京都青梅市(天寧寺山門)に2棟確認できるのみである。これら5棟は、いずれも曹洞宗寺院の山門で、類例が極めて少ないが、三間一戸梁間三間の楼門は、本県およびその近郊における地域的特徴であり、曹洞宗寺院に見られる宗派的な特徴であるといえるかもしれない。

その中で本山門は、かえるまた 墓股、いたしりんこうざ 板支輪格狭間彫刻、まちょうこく 木鼻、きばな 虹梁、こうりょうえよう 絵様等の細部意匠が優れており、木鼻の抽象的靈獣彫刻は宝暦期の特徴をよく表しているものである。

議案第 42 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、墓の出土品で学術的価値の特に高いものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「上窪遺跡 墓跡出土品一括」

山梨県指定有形文化財（考古資料）の指定について（2）

1	種別	有形文化財 考古資料
2	名称	上窪遺跡 墓跡出土品一括
3	所在地	山梨県中央市白井阿原301-1
4	所有者	中央市（中央市教育委員会）
5	品質形状	斎串（木製品） 42点 櫛（木製品） 2点 下駄（木製品） 2点 綿状繊維（繊維製品） 1点 人骨（歯） 7点
6	作者	不詳
7	時代	平安時代
8	概要	

上窪遺跡は甲府盆地のほぼ中央に位置し、標高252mの微高地上に立地している。山梨大学医学部南東に接する本遺跡は、近年の区画整理などにより、8次にわたる発掘調査が行われ、第5次調査において水田跡や平安時代住居跡四軒などと本遺物が出土した墓跡が発見された。

本遺構は遺跡の第2生活面で発見されたもので、基本土層8層かその上面に掘り込み面があったと考えられている墓跡である。8層上面は平安時代の生活面と考えられている層である。遺構の平面形は、隅丸長方形をしており、土坑内を掘り下げると、土坑内を覆うようにアシ状の植物茎が長軸方向に平行して面的に検出され、アシ状の植物茎の南東端上から下駄2点が出土した。アシ状植物茎面の下からはスポンジ状の植物繊維質が、土坑長軸に沿って厚さ4cmほどに圧縮された状態で敷かれていた。このスポンジ状繊維層の中に人骨、櫛があり、人骨は歯が頭部の位置に、その他は粉末状（ペースト状）になって繊維内から発見されている。また、櫛片2点は胸と腹と推定される位置からそれぞれ出土した。なお、繊維層の下は再びアシ状茎が敷かれ、その下に斎串42点がまとまって出土した。遺構は主軸をほぼ南北方向にあわせており、北を意識した埋葬となっている。

奈良時代や平安時代の墓制では、天皇や貴族階級の墓については一部が知られているものの、地方の豪族や一般の人々の墓制については皆無の状況と比べて良い。古代に於ける墓は『餓鬼草紙』（平安時代・国宝）にあるように、身分

の高い人物は土葬し、小さな塚の上に卒塔婆が立てられるが、一般の人々は山野河海などへの埋葬や放置が一般的と考えられている。

県内の遺跡で古代の墓と考えられるものには、土坑墓、石囲墓、古墳の横穴式石室などへの2次埋葬等が検出されているが、これらは乾燥した場所に営まれる事が多く、中から遺体や副葬品が検出された例は極めて少ない。

こうした社会状況の中で、埋葬状況の分かる平安時代9～10世紀の土坑墓は貴重な発見であり、葬送の状態が良好に残されている例として、本例は県内唯一の資料である。特に葬送に先立つ斎串の埋納、遺体をくるんだ筵や布団状の遺物、副葬品としての櫛、下駄のセットは葬送儀礼を知る上で極めて貴重である。以上により、本例は本県の平安時代前半期における、祭祀性が高い埋葬儀礼を示す貴重な一括資料である。

議案第 43 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の有形文化財は、土器、石器、その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項の規定により、山梨県指定有形文化財に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定有形文化財 1件

「上中丸遺跡 埋納遺構出土品一括」

山梨県指定有形文化財（考古資料）の指定について（3）

- 1 種 別 有形文化財 考古資料
- 2 名 称 上中丸遺跡 埋納遺構出土品一括
- 3 所 在 地 山梨県富士吉田市上吉田2288-1
- 4 所 有 者 富士吉田市（ふじさんミュージアム）
- 5 品質形状
- | | | |
|-------|-------|---------------------------------|
| 礫 | 1点（1） | 最大長39.5cm、最大幅27.0cm、
厚さ3.5cm |
| 注口土器 | 1点（2） | 最大径17.7cm、器高10.9cm |
| 黒曜石原石 | 1点（3） | 長さ7.1cm、幅9.9cm、重量420g |
| 磨製石斧 | 8点 | |
| | （4） | 長さ12.4cm、幅1.4cm、重量41g |
| | （5） | 長さ11.0cm、幅5.1cm、重量260g |
| | （6） | 長さ10.2cm、幅4.6cm、重量168g |
| | （7） | 長さ9.7cm、幅4.0cm、重量137g |
| | （8） | 長さ9.2cm、幅4.1cm、重量111g |
| | （9） | 長さ7.7cm、幅3.9cm、重量83g |
| | （10） | 長さ5.7cm、幅2.1cm、重量17g |
| | （11） | 長さ7.7cm、幅4.5cm、重量92g |
| 合 計 | 11点 | |
- 6 作 者 不詳
- 7 時 代 縄文時代中期末葉
- 8 概 要
- 上中丸遺跡は、富士吉田市小明見字中丸に位置しており、本出土品は中丸土地
区画整理事業にともない平成19年の試掘調査で発見された。
- 富士吉田市は火山扇状地が広がり、遺跡は丹沢山地に沿って北流する小佐野川
が合流する地点の西側に広がる。小佐野川より50m程西側は古墳時代に富士山
から流下した厚さ5mに及ぶ檜丸尾第一溶岩に覆われているが、遺跡はその溶岩
の下にも広がっている。
- 埋納遺構は、注口土器とそこに納められていた黒曜石原石1点及び定角式磨製

石斧8点が出土した土坑で、この土坑の上には扁平な礫で蓋がされて納められていた。土坑の大きさは、最大径58cm、深さ15.5cmであった。

土坑の上から出土した礫(1)は、自然礫で節理に沿って剥離したとみられ、扁平な形状をしている。表裏がやや摩耗しているが、人為的な剥離などは確認できない。埋納遺構を覆うように置かれ、蓋として用いられたと考える。

注口土器(2)は、口縁部は無文で、その下端に微隆起線を貼り付け、その下から底部付近までは縄文を施す。施文順位は微隆起線文→縄文である。口縁部の無文部から口端部にかけてと内面には横磨きが施される。全体に被熱による劣化が著しく外面及び内面とも部分的に薄く剥離し、浅いヒビも多い。

黒曜石(3)は、いずれの面も風化しており、上面と裏面の多くが礫面となっている。新しい剥離面が、左面と右面に認められるが、剥離面が小さいため、石器製作を目的としたものではない。遺構検出時には注口土器の一番上に載っていた。

8点の磨製石斧の構成は、原石から擦り切って切断した面を丁寧に磨き、先端部の両面に横方向の線状痕が認められるノミ状の形状をした珍しい石斧(4)が1点、刃こぼれとともに、刃部縁辺に摩滅による強い光沢が観察できる石斧(5)～(7)が3点、刃こぼれのみで強い光沢は認められない石斧(8)(9)が2点あり、このうち1点には裏面の刃部縁辺に著しい摩耗が認められる。その他、刃部に摩滅が認められない小形の石斧(10)が1点、刃こぼれとともに、刃部縁辺に縦方向の線状痕と強い光沢が確認できる石斧(11)が1点である。

黒曜石と磨製石斧を各個に土器に納めて埋納したものや土器に納めることなく埋納されたものは数多く確認されているが、注口土器に黒曜石と磨製石斧を収納して埋納した事例は本資料が全国で2例目となる。使用可能な石斧と石器製作可能な原石を埋納したのは近い将来使用することを前提した行為と推察され、本資料は、縄文文化を解き明かす上での糸口なるもので全国的に見ても極めて貴重な資料である。

議案第 44 号

山梨県指定文化財の指定について

提案理由

次の天然記念物は、名木、巨樹で県の自然を記念する貴重なものであり、県にとって重要なものと認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第31条第1項の規定により、山梨県指定天然記念物に指定することとしたい。

県指定文化財の指定

県指定天然記念物 1件

「身延の六老杉」

山梨県指定天然記念物の指定について (4)

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 身延の六老杉
- 3 所 在 地 山梨県南巨摩郡身延町身延4180-1 (鷹取山領分の尾根筋)
- 4 所 有 者 身延山久遠寺
- 5 樹 種 スギ科スギ
- 6 規 模 根回り 12.77m、目通り幹囲 9.99m
枝張り 東8.9m 西11.4m 南4.5m 北9.6m
樹 高 51.3m
- 7 樹 齢 推定 約700年
- 8 概 要

身延山西谷の身延川右岸の山道入口から「身延の六老杉」までは標高200mの差があり、鷹取山東斜面に相当し、一面がスギの植林地である。南斜面のスギ林下には、暖地性のヤブツバキやカシ類も群生している。「身延の六老杉」の北側には身延山、南側には富士川が位置し、冬の北風は当たらず、春から秋にかけて富士川を上昇する駿河湾からの温暖多湿な南風が影響し、湿度(水蒸気)を好むスギの生育は旺盛である。

言い伝えによると、日蓮上人が法弟を引き連れて身延山に入った当時の住まいは身延山西谷の谷底にあったため、畑を作る土地がなかった。そのため法弟の六老僧をはじめとする高弟等が十数町の坂道をよじ登って山頂の平坦部を開墾し、わずかに野菜を栽培した。そのときにスギを植栽したので世に「六老杉」と呼ばれるようになった。

昭和2年から5年にかけて県が行った調査によると当時は4本の大杉がありそれぞれの根回り目通り幹囲、樹高等の計測記録や形態が記録されている。その中に「根回り10.75m、目通り幹囲8.64m、樹高43.0m、地上3.93mにして2幹となる。身延山には杉の木が最も多く老樹も少なくないがこの木に及ぶものはない。本樹は2本が癒着したものと思われる。」と身延の六老杉のことが記録されている。

昭和63年の県植物研究会が行った環境庁自然環境保全基礎調査では、4本の大スギのうち、身延の六老杉のみ残っていた。その調査の際の記録では、目通り幹囲9.45m、樹高45.0mであった。

日蓮上人の時代に植栽されたと思われるほとんどのスギの巨樹の目通り幹囲が6 m大に対し、身延の六老杉の目通り幹囲は倍近くある。前記のとおり、2本が癒着したものとみなせば、大きいのは当然とも言える。

山梨県内のスギの巨樹として5番目に位置していることや、日蓮上人の高弟六老によって植栽された伝承もあり、県の地域歴史、自然文化の特色を物語る価値は十分に備えているものである。

議案第 45 号

山梨県指定文化財の解除について

提案理由

次の天然記念物は、枯死により県指定天然記念物としての価値が失われていると認められるので、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第32条第1項の規定により、山梨県指定天然記念物を解除することとしたい。

県指定文化財の解除

県指定天然記念物 1件

「白根町のカエデ」

山梨県指定天然記念物の指定解除について

- 1 種 別 天然記念物
- 2 名 称 白根町のカエデ
- 3 指定年月日 昭和35年11月7日
- 4 指定番号 天第34号
- 5 所在地 山梨県南アルプス市百々3187番地
- 6 所有者 清水 宏
- 7 管理責任者 清水 宏
- 8 解除理由 北側水路の封鎖と東側カシの樹巨木伐採による環境変化に伴う樹勢の減退とアリ群による樹幹食害により、昨年9月に枯死を確認したため。

指導が不適切な教員について [別途資料配付]

(平成 30 年 2 月 7 日 定例教育委員会)

課室名

総務課

件名	「新やまなしの教育振興プラン」の目標となる指標の達成状況について																																																																							
経緯	<p>○ 国の第2期教育振興基本計画の策定（H25.6.14閣議決定）等を受け、本県教育振興の基本計画として、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする「新やまなしの教育振興プラン」（以下「プラン」という。）を、平成26年2月に策定した。</p> <p>○ プランにおいては、目標となる指標の達成状況を把握しながら、計画に沿って施策が実施されているか、自ら点検・評価を行い、毎年結果を公表することとしている。</p>																																																																							
内容	<p>プランに掲げた目標となる指標の項目（51項目）のH28年度実績値が確定したため、教育委員会ホームページを通じて公表する。</p> <p>【達成率の計算方法】 $\frac{(\text{H28年度の実績値}) - (\text{平成24年度の現況値})}{(\text{H30年度の目標値}) - (\text{平成24年度の現況値})} \times 100$</p> <p>【達成状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基本方針内容</th> <th colspan="3">成果指標の進捗状況(H28年度実績)</th> </tr> <tr> <th>60%以上</th> <th>60%未満</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針1</td> <td>世界に通じ、社会を生き抜く力の育成</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>基本方針2</td> <td>確かな学力と自立する力の育成</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>基本方針3</td> <td>豊かな心と自己実現を図る力の育成</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>基本方針4</td> <td>健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>基本方針5</td> <td>一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた取り組み</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>基本方針6</td> <td>子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>基本方針7</td> <td>すべての子どもが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>基本方針8</td> <td>家庭・地域・学校が連携した教育の実現</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>基本方針9</td> <td>生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>基本方針10</td> <td>県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興の推進</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計</td> <td>34</td> <td>17</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">(構成比)</td> <td>66.7%</td> <td>33.3%</td> </tr> </tbody> </table>					基本方針内容	成果指標の進捗状況(H28年度実績)			60%以上	60%未満	合計	基本方針1	世界に通じ、社会を生き抜く力の育成	11	2	13	基本方針2	確かな学力と自立する力の育成	3	1	4	基本方針3	豊かな心と自己実現を図る力の育成	4	1	5	基本方針4	健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出	3	8	11	基本方針5	一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた取り組み	4	3	7	基本方針6	子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり	2	0	2	基本方針7	すべての子どもが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現	1	1	2	基本方針8	家庭・地域・学校が連携した教育の実現	2	0	2	基本方針9	生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現	2	0	2	基本方針10	県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興の推進	2	1	3	合計		34	17	51			(構成比)	66.7%	33.3%
		基本方針内容	成果指標の進捗状況(H28年度実績)																																																																					
			60%以上	60%未満	合計																																																																			
	基本方針1	世界に通じ、社会を生き抜く力の育成	11	2	13																																																																			
基本方針2	確かな学力と自立する力の育成	3	1	4																																																																				
基本方針3	豊かな心と自己実現を図る力の育成	4	1	5																																																																				
基本方針4	健康で豊かな生活を営むことができる「やまなしスポーツ」の創出	3	8	11																																																																				
基本方針5	一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実に向けた取り組み	4	3	7																																																																				
基本方針6	子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境づくり	2	0	2																																																																				
基本方針7	すべての子どもが生き生きと学ぶことができる質の高い魅力ある学校づくりの実現	1	1	2																																																																				
基本方針8	家庭・地域・学校が連携した教育の実現	2	0	2																																																																				
基本方針9	生涯にわたり学び続けることができる環境づくりの実現	2	0	2																																																																				
基本方針10	県民一人ひとりが豊かな人生を送るための文化芸術の振興の推進	2	1	3																																																																				
合計		34	17	51																																																																				
		(構成比)	66.7%	33.3%																																																																				
	<p>【主な項目の状況】</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>○ 達成率の高いもの</td> <td>H30 目標値</td> <td>H28 実績値</td> </tr> <tr> <td>「ICT活用の指導能力のある教員の割合」(小学校)</td> <td>70.0%</td> <td>77.1%</td> </tr> <tr> <td>「工業高校の資格取得者延べ人数」(高校)</td> <td>65.0%</td> <td>79.1%</td> </tr> <tr> <td>「情報モラルの指導能力のある教員の割合」(小学校)</td> <td>80.0%</td> <td>83.4%</td> </tr> <tr> <td>○ 達成率の低いもの</td> <td>H30 目標値</td> <td>H28 実績値</td> </tr> <tr> <td>「不登校生徒の再登校率」(高校)</td> <td>45.0%</td> <td>29.3%</td> </tr> <tr> <td>「高校芸術文化祭への参加生徒数」(高校)</td> <td>24,000人</td> <td>20,836人</td> </tr> <tr> <td>「朝食の摂取状況」(中学校・女子)</td> <td>90.0%</td> <td>83.6%</td> </tr> </table>				○ 達成率の高いもの	H30 目標値	H28 実績値	「ICT活用の指導能力のある教員の割合」(小学校)	70.0%	77.1%	「工業高校の資格取得者延べ人数」(高校)	65.0%	79.1%	「情報モラルの指導能力のある教員の割合」(小学校)	80.0%	83.4%	○ 達成率の低いもの	H30 目標値	H28 実績値	「不登校生徒の再登校率」(高校)	45.0%	29.3%	「高校芸術文化祭への参加生徒数」(高校)	24,000人	20,836人	「朝食の摂取状況」(中学校・女子)	90.0%	83.6%																																												
○ 達成率の高いもの	H30 目標値	H28 実績値																																																																						
「ICT活用の指導能力のある教員の割合」(小学校)	70.0%	77.1%																																																																						
「工業高校の資格取得者延べ人数」(高校)	65.0%	79.1%																																																																						
「情報モラルの指導能力のある教員の割合」(小学校)	80.0%	83.4%																																																																						
○ 達成率の低いもの	H30 目標値	H28 実績値																																																																						
「不登校生徒の再登校率」(高校)	45.0%	29.3%																																																																						
「高校芸術文化祭への参加生徒数」(高校)	24,000人	20,836人																																																																						
「朝食の摂取状況」(中学校・女子)	90.0%	83.6%																																																																						
	<p>【今後の対応】 H29実績値については、まだ確定していないが、H28実績及びH29の事業の取組内容を評価することにより、次年度の取組に反映させ、目標値の達成に向けて更なる施策の充実に努めていく。</p>																																																																							

条例の概要

教育庁社会教育課

<p>題 名</p>	<p>青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>趣 旨</p>	<p>都市計画法等の一部改正に鑑み、有害図書類及び有害玩具類等の自動販売機等への収納並びに自動販売機等の設置の制限区域等について所要の改正を行う必要がある。</p>
<p>内 容</p>	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年5月、都市計画法の一部が改正され、新たな用途地域の類型として田園住居地域が創設された（平成30年4月1日施行）。 ○ 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例は、住居地域について有害性のある図書類又は玩具類等の自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限を定めている。 ○ また、平成29年6月、住宅宿泊事業法が制定され、住宅宿泊事業に係る制度が創設された（平成30年6月15日施行）。 <small>※ 住宅宿泊事業：旅館業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が一年間で百八十日を超えないもの</small> ○ 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例は、旅館業者等に対し、その管理する施設において青少年に対する法令違反行為等がなされていると認められる場合等に届出を義務づけている。 ○ このため、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限区域に田園住居地域を追加する。 (2) 青少年に対する法令違反行為等に係る届出義務を負う者として住宅宿泊事業者等を明示する。
<p>施行期日</p>	<p>2(1)は平成30年4月1日から、2(2)は同年6月15日から施行する。</p>
<p>留意点</p>	<p>なし</p>
<p>参考事項</p>	<p>なし</p>

第 号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例中改正の件

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の七第一項中「第九条第一項から第七項まで」を「第九条第一項から第八項まで」に、「若しくはがん具類」を「若しくは玩具類」に、「有害性のある図書類又はがん具類等」を「有害性のある図書類又は玩具類等」に改め、同条第二項中「がん具類」を「玩具類」に改める。

第十四条中「第二条第一項に規定する」を「第三条第一項の許可を受けて」に改め、「として営む者」の下に「（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第

四項に規定する住宅宿泊事業者を含む。）」を、「管理する者」の下に「（同条第七項に規定する住宅宿泊管理業者を含む。）」を加え、「みだらな」を「淫らな」に改める。

附 則

この条例中第五条の七第一項及び第二項の改正規定は平成三十年四月一日から、第十四条の改正規定は平成三十年六月十五日から施行する。

提案理由

都市計画法等の一部改正に鑑み、有害図書類及び有害玩具類等の自動販売機等への収納並びに自動販売機等の設置の制限区域等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限)</p> <p>第五条の七 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第一項から第八項までに定める地域においては、第五条第一項に規定する青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又は第五条の三第一項に規定する青少年の性的感情を刺激し、又は人体に危害を及ぼすおそれがある刃物類若しくは玩具類(次項において「有害性のある図書類又は玩具類等」という。)を自動販売機等に収納してはならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 自動販売業者は、前項に規定する区域又は地域においては、有害性のある図書類又は玩具類等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(旅館業者等の届出義務)</p> <p>第十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項の許可を受けて旅館業を営む者又は住宅の賃貸を業として営む者(住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第二条第四項に規定する住宅宿泊事業者を含む。)若しくは当該住宅を管理する者(同条第七項に規定する住宅宿泊管理業者を含む。)は、</p>	<p>(自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限)</p> <p>第五条の七 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第一項から第七項までに定める地域においては、第五条第一項に規定する青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又は第五条の三第一項に規定する青少年の性的感情を刺激し、又は人体に危害を及ぼすおそれがある刃物類若しくはがん具類(次項において「有害性のある図書類又はがん具類等」という。)を自動販売機等に収納してはならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>2 自動販売業者は、前項に規定する区域又は地域においては、有害性のある図書類又はがん具類等を収納するおそれがある自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(旅館業者等の届出義務)</p> <p>第十四条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条第一項に規定する 旅館業を営む者又は住宅の賃貸を業として営む者 _____ 若しくは当該住宅を管理する者 _____ は、</p>
<p>その管理する施設において、青少年に対して暴行、淫らな性行為、わいせつな行為その他法令に違反する行為がなされ、若しくは青少年がこれらの行為をし、若しくはこれらの疑いがあると認めるとき又はその管理する施設を利用する青少年が家出をし、若しくはその疑いがあると認めるときは、速やかに児童相談所又は警察官に届け出なければならない。</p>	<p>その管理する施設において、青少年に対して暴行、みだらな性行為、わいせつな行為その他法令に違反する行為がなされ、若しくは青少年がこれらの行為をし、若しくはこれらの疑いがあると認めるとき又はその管理する施設を利用する青少年が家出をし、若しくはその疑いがあると認めるときは、速やかに児童相談所又は警察官に届け出なければならない。</p>

課名 スポーツ健康課

件名

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

山梨県の調査結果の概要

1 調査の概要

- 対象：小学校、特別支援学校第5学年 中学校、特別支援学校第2学年
- 参加学校数、生徒数：小学校、特別支援学校176校 6,793名
中学校、特別支援学校 86校 6,749名
- 調査事項：実技に関する調査8種目、運動習慣、生活習慣等に関する調査、他

2 体力・運動能力の状況

(1) 体力合計点

※体力合計点とは、50m走やボール投げなどの8種目の測定値を、それぞれ10点満点に変換し、合計した得点

[全国順位]

小学校	男子37位(45位)	↗	女子36位(39位)	↗
中学校	男子16位(19位)	↗	女子18位(17位)	↘

()は前年度順位

[体力合計点の全国との差]

		全国	山梨県	全国との差	
小学校	男子	54.16点	53.48点	-0.68(-1.21)点	↑
	女子	55.72点	54.99点	-0.73(-1.02)点	↑
中学校	男子	42.11点	42.86点	+0.75(+0.41)点	↑
	女子	49.97点	50.19点	+0.22(+0.52)点	↓

()は前年度の全国との差

- ・小学校の体力合計点は、男女共、全国平均を下回っているものの、昨年度より合計点が向上し、全国平均との差が縮まった。特に、女子は平成20年度の調査開始以降、最高値となった。
- ・中学校の体力合計点は、男女共、昨年度に引き続き全国平均を上回り、平成20年度の調査開始以降、最高値となった。

(2) 各種目の状況

①全国平均との比較(小学校)

	男子			女子		
	県平均	全国との差		県平均	全国との差	
握力(kg)	16.51	0.00(0.01)	↓	16.14	0.02(0.08)	↓
上体起こし(回)	19.77	-0.15(-0.28)	↑	18.85	0.04(-0.21)	↑
長座体前屈(cm)	32.89	-0.26(-0.77)	↑	37.02	-0.41(-0.80)	↑
反復横跳び(回)	41.91	-0.04(-0.39)	↑	40.15	0.09(-0.26)	↑
20mシャトルラン(回)	48.11	-4.13(-4.85)	↑	36.33	-5.29(-5.15)	↓
50m走(秒)	9.38	-0.01(0.00)	↓	9.64	-0.04(0.01)	↓
立ち幅跳び(cm)	150.06	-1.65(-4.26)	↑	143.86	-1.61(-3.37)	↑
ソフトボール投げ(m)	21.53	-1.00(-0.81)	↓	14.10	0.16(0.19)	↓

※ は全国平均以上 ()はH28年度の県と全国平均との差

- ・男子で1種目、女子で4種目が全国平均を上回った。
- ・男子は5種目、女子は4種目でH28年度の県と全国平均との差を改善した。(↑)
- ・上体起こし、反復横跳びは、男女共に調査開始以降、最高値となった。
- ・シャトルランは、男女共に全国平均を大きく下回った。

内

容

②全国平均との比較（中学校）

	男子			女子		
	県平均	全国との差		県平均	全国との差	
握力(kg)	29.95	1.06(0.87)	↑	24.33	0.51(0.39)	↑
上体起こし(回)	27.91	0.46(-0.07)	↑	23.84	0.11(-0.10)	↑
長座体前屈(cm)	43.52	0.32(0.48)	↓	45.24	-0.62(-0.14)	↓
反復横跳び(回)	52.15	0.26(0.03)	↑	46.47	-0.29(0.01)	↓
20mシャトルラン(回)	85.43	-0.56(-2.28)	↑	58.49	-0.65(-0.95)	↑
50m走(秒)	7.97	0.02(0.03)	↓	8.80	0.00(0.10)	↓
立ち幅跳び(cm)	196.45	1.91(0.36)	↑	168.39	-0.18(0.12)	↓
ハンドボール投げ(m)	20.34	-0.22(-0.19)	↓	12.94	-0.02(-0.13)	↑

※ 〇は全国平均以上 ()はH28年度の県と全国平均との差

- ・男子で6種目、女子で3種目が全国平均を上回った。
- ・男子は5種目、女子は4種目でH28年度の県と全国平均との差を改善した。(↑)
- ・男子は、上体起こし、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳びの5種目で調査開始以降最高値となった。
- ・女子は、上体起こし、20mシャトルランの2種目で調査開始以降最高値となった。

3 運動習慣の状況

(1) 1週間の総運動時間

1週間で420分以上運動を行う児童生徒の割合

	H27	H28	H29	H29全国平均
小学校男子	55.4%	58.1%	59.1%	56.6%
女子	30.6%	33.0%	33.3%	33.0%
中学校男子	84.1%	86.8%	88.0%	86.1%
女子	62.0%	67.2%	69.8%	62.7%

- ・総運動時間が420分を超える割合は、小学校男女、中学校男女ともに年々増加しており、全国平均を上回っている。

(2) 運動やスポーツに対する意識の状況

「運動やスポーツが好き」と回答した児童生徒の割合

	H27	H28	H29	H29全国平均
小学校男子	76.8%	76.0%	77.3%	73.2%
女子	60.9%	63.6%	60.8%	56.4%
中学校男子	67.1%	66.8%	67.4%	63.4%
女子	48.0%	48.5%	49.1%	47.1%

- ・小学校男女、中学校の男女すべてで、「運動やスポーツが好き」と回答した割合が全国平均を上回っている。(小学校男子3位、女子2位 中学校男子5位、女子8位)

4 まとめ

(1) 小学校

健康・体力づくり一校一実践運動や学校元気アップ事業で運動の習慣化に取り組んだことなどにより、体力合計点が向上し、全国平均との差を縮めた。

(2) 中学校

健康・体力づくり一校一実践運動の成果や、運動部活動への加入率が高いことなどにより、体力合計点が2年連続で全国平均を上回った。

(平成30年2月7日 定例教育委員会)

課・室名

スポーツ健康課

件名	平成29年「やまなしスポーツ賞」について
概要	<p>1 「やまなしスポーツ賞」表彰制度の概要</p> <p>(1) 目的 スポーツの国際大会や全国大会において、優秀な成績を挙げた山梨県関係選手等を表彰することにより、本県の体育・スポーツの普及・振興に資する。</p> <p>(2) 表彰の対象者 山梨県内に在住している個人及び山梨県内に所在する団体とする。</p> <p>(3) 選考方法 関係団体から表彰候補者の推薦を得て、選考審査会において審査の上、知事が被表彰者を決定する。</p> <p>(注) 1 優秀な成績</p> <p>(1) オリ・パラで8位以内に入賞した個人(団体の一員)</p> <p>(2) 世界選手権大会等で3位以内に入賞した個人(団体の一員)</p> <p>(3) 全日本選手権大会等で優勝した個人・団体</p> <p>(4) 世界記録、アジア記録、日本記録を樹立した個人・団体</p> <p>(5) 優秀な選手の育成・指導に功績のあった監督等</p> <p>2 選考会構成員所属</p> <p>①山梨放送 ②山梨日日新聞 ③テレビ山梨 ④NHK甲府放送局 ⑤県高等学校体育連盟 ⑥小中学校体育連盟 ⑦公益財団法人県体育協会 ⑧県教育委員会</p>
内容	<p>1 平成29年「やまなしスポーツ賞」被表彰者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体 2団体 38人 ・個人 41人 ・指導者 4人 ・合計 83人(うち団体と個人の重複受賞者3人) ・被表彰者名 別紙1のとおり ・過去の被表彰者数 別紙2のとおり <p>2 表彰式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 平成30年2月8日(木)午後2時～ ・場所 県庁防災新館1階「オープンスクエア」 <p>3 報道解禁日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ・web 平成30年2月7日(水)午後5時 ・新聞 平成30年2月8日(木)朝刊

やまなしスポーツ賞 受賞者数の経緯

年	回数	団体	個人	指導者	計	団体個人重複	実数	表彰日	累計	
平成8年	(第1回)	8 団体	49	24	1	74	0	74	H9.2.9	74
平成9年	(第2回)	1 団体	6	36	0	42	4	38	H10.1.23	112
平成10年	(第3回)	6 団体	20	32	8	60	6	54	H11.2.19	166
平成11年	(第4回)	7 団体	26	32	2	60	8	52	H12.1.26	218
平成12年	(第5回)	6 団体	22	31	2	55	4	51	H13.2.16	269
平成13年	(第6回)	5 団体	22	33	2	57	5	52	H14.2.12	321
平成14年	(第7回)	9 団体	43	31	1	75	4	71	H15.1.31	392
平成15年	(第8回)	2 団体	12	22	0	34	0	34	H16.2.12	426
平成16年	(第9回)	5 団体	16	34	0	50	1	49	H17.2.15	475
平成17年	(第10回)	5 団体	19	35	3	57	4	53	H18.2.16	528
平成18年	(第11回)	4 団体	36	37	3	76	4	72	H19.2.22	600
平成19年	(第12回)	7 団体	47	40	2	89	7	82	H20.2.13	682
平成20年	(第13回)	8 団体	56	50	2	108	14	94	H21.2.13	776
平成21年	(第14回)	8 団体	88	39	2	129	15	114	H22.2.16	890
平成22年	(第15回)	8 団体	41	54	2	97	12	85	H23.2.18	975
平成23年	(第16回)	13 団体	66	41	1	108	16	92	H24.2.24	1067
平成24年	(第17回)	6 団体	33	31	0	64	8	56	H25.2.22	1123
平成25年	(第18回)	3 団体	32	37	1	70	8	62	H26.2.14	1185
平成26年	(第19回)	8 団体	51	24	0	75	4	71	H27.2.10	1256
平成27年	(第20回)	8 団体	40	33	0	73	3	70	H28.2.9	1326
平成28年	(第21回)	8 団体	78	31	4	113	4	109	H29.2.15	1435
平成29年	(第22回)	2 団体	38	41	4	83	3	80	H30.2.8	1515

これまでの合計

137

841

768

40

1649






134

1515

(平成30年2月7日)

課室名

スポーツ健康課・国体推進室

件名	冬季国体及び冬季インターハイについて（報告）																																																													
経緯	<p>1 冬季国体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月 日本体育協会・日本スケート連盟から開催の依頼 ・平成27年3月 日本体育協会・文部科学省あてに開催受諾書を提出 ・平成27年4月 <本県開催決定>開催決定書を受理 ・平成27年5月 県準備委員会を設立 ・平成28年5月 県実行委員会を設立 <p>2 冬季インターハイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年12月 全国高等学校体育連盟から開催の依頼 ・平成27年3月 全国高等学校体育連盟あてに開催受諾書を提出 ・平成27年4月 <本県開催決定>開催決定書を受理 ・平成29年5月 県実行委員会を設立 																																																													
内容	<p>○ 冬季国体及び冬季インターハイを開催し、全日程を終了した。</p> <p>1 冬季国体</p> <p>(1) 大会名称 「第73回国民体育大会冬季大会スケート競技会」 ◇13年振り・7回目の開催</p> <p>(2) テーマ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ（愛称） 「富士の国やまなし国体」 ・スローガン 「今、君は 氷上の風になる」 ・シンボルマーク ・マスコット 「武田菱丸」 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">      </div> <p>(3) 日程 平成30年1月28日(日)～2月1日(木)・5日間</p>																																																													
容	会場地	式典・競技	会場	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">1 月</th> <th>2 月</th> </tr> <tr> <th>28 日</th> <th>29 日</th> <th>30 日</th> <th>31 日</th> <th>1 日</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">富士吉田市</td> <td>開始式</td> <td>富士吉田市民会館</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>表彰式</td> <td>富士五湖文化センター</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>富士吉田市</td> <td>スピード</td> <td>富士急ハイランド セイコオーバル</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">甲府市</td> <td>フィギュア</td> <td>小瀬スポーツ公園</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○午前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ショートトラック</td> <td>アイスアリーナ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○午後</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				1 月				2 月	28 日	29 日	30 日	31 日	1 日			日	月	火	水	木	富士吉田市	開始式	富士吉田市民会館	◎					表彰式	富士五湖文化センター					◎	富士吉田市	スピード	富士急ハイランド セイコオーバル		○	○	○	○	甲府市	フィギュア	小瀬スポーツ公園	○	○	○	○午前		ショートトラック	アイスアリーナ				○午後	○
		1 月						2 月																																																						
		28 日	29 日	30 日	31 日	1 日																																																								
		日	月	火	水	木																																																								
富士吉田市	開始式	富士吉田市民会館	◎																																																											
	表彰式	富士五湖文化センター					◎																																																							
富士吉田市	スピード	富士急ハイランド セイコオーバル		○	○	○	○																																																							
甲府市	フィギュア	小瀬スポーツ公園	○	○	○	○午前																																																								
	ショートトラック	アイスアリーナ				○午後	○																																																							

内容

(4) 大会参加者等

区分	人数	備考
都道府県選手団	1,042	選手：601 監督：160 本部役員：281
大会役員	406	会長：日体協会長 副会長：知事等
競技会役員	213	名誉会長：市長 会長：日本スケート連盟会長等
招待者	257	各都道府県知事 市町村長・議長 協力校長等
視察員	50	後催県等
報道員	118	県内外報道機関等
<競技運営> 競技役員・補助員	242	競技役員（スケート連盟）：県内93 県外80 補助員：県内高校・大学生68
<大会運営> 実施本部員	県 市	332 562
		県職員：106 ボランティア：226 甲府市：487 富士吉田市：75

(5) 児童生徒の参画

<開始式の運営>

係名	人数	参加学校
音楽隊	89	吹奏：甲府西高38 合唱：市川高27・吉田高24
プラカード係	60	富士河口湖高
受付・案内係	44	富士北稜高
除雪係	41	富士学苑高

<歓迎装飾作品の創作> (式典及び競技会場に掲示)

作品	サイズ (cm)	作品数	参加学校数
幕絵	タテ140×ヨコ500	6枚	6校：小学校2 中学校3 高校1
のぼり旗	タテ150×ヨコ45	100本	10校：小学校8 中学校1 特支1
書道	タテ200×ヨコ500	18枚	9校：高校9

<競技の運営補助>

実施競技	人数	協力校・人数
スピード	28	吉田高7 富士北稜高7 富士河口湖高7 富士学苑高7
ショートトラック フィギュア	20	甲府工業高15 甲府南高5

(6) 競技

実施競技	実施種別・種目等	参加都道府県数	選手人数
スピード	4種別・延べ21種目 延べ123レース	27	316
ショートトラック	4種別・延べ10種目 延べ131レース	36	171
フィギュア	4種別・延べ8種目	21	114
	計	42	601

※不参加：5県（和歌山・山口・高知・鹿児島・沖縄）

内容

(7) 競技成績 (都道府県対抗)

順位	男女総合成績 (天皇杯)		女子総合成績 (皇后杯)	
	都道府県名	得点	都道府県名	得点
1位	長野県	224	長野県	117
2位	北海道	187	東京都	83
3位	愛知県	123	北海道	77
4位	大阪府	110	愛知県	76
5位	東京都	108	山梨県(3位)	64(66)
6位	山形県	107	大阪府	57
7位	福井県	86	山形県	54
8位	山梨県(6位)	84(96)	京都府	47

() 内は、前回大会

(8) 本県選手団の成績結果

① 入賞数

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	計
0	0	1	5	3	5	4	2	20
(1)	(1)	(2)	(3)	(2)	(10)	(2)	(2)	(23)

() 内は、前回大会

② 1位から4位までの上位入賞

<スピード>

順位	種別	種目	氏名	所属
4位	成年男子	2000mR	山梨選抜	
	成年女子	500m	虫狩 光桜	山梨学院大学
	成年女子	1500m	松岡 芙蓉	富士急行
	少年男子	500m	堀内 伸	吉田高校

<ショートトラック>

順位	種別	種目	氏名	所属
3位	成年女子	1000m	田中 冴実	山梨学院大学
4位	成年女子	3000mR	山梨学院大学	

<フィギュア> ※成年女子の入賞は32年ぶり

順位	種別	種目	氏名	所属
6位	成年女子		河西 萌音	山梨学院大学
			藤本 梨乃	山梨学院大学

※参考 過去の大会との比較 (スケート競技会)

大会回数・開催地	男女総合成績	女子総合成績	入賞数
第73回・山梨県	8位	5位	20
第72回・長野県	6位	3位	23
第71回・岩手県	6位	3位	26
第70回・群馬県	4位	2位	22
第69回・栃木県	7位	4位	21

2 冬季インターハイ

(1) 大会名称

「平成29年度全国高等学校総合体育大会第67回全国高等学校
スピードスケート競技・フィギュアスケート競技選手権大会」
◇開催：10年振り・7回目

(2) スローガン

「翔舞 富士の高みへ」

(3) 日程

平成30年1月22日(月)～1月26日(金)・5日間

実施競技	内容	期日	開催地	会場
スピード	開始式	1/22	富士河口湖町	勝山ふれあいセンター
	競技	1/23～26	富士吉田市	富士急ハイランドセイコオーバル
フィギュア	開始式	1/22	甲府市	小瀬スポーツ公園武道館
	競技	1/23～26		小瀬スポーツ公園アイスアリーナ

(4) 大会参加者等

区分	人数	備考
都道府県選手団	895	内訳：下表
大会役員	293	会長：全国高体連会長 副会長：県高体連会長 等
競技種目別役員	471	会長：全国高体連会長 副会長：教育長 等
報道員	100	延べ40社
競技役員・補助員	240	スピード138 フィギュア102

<都道府県選手団内訳>

実施競技	選手		監督・コーチ等	計	参加校・都道府県	
スピード	男子	186	312	124	436	82校・17県
	女子	126				
フィギュア	男子	34	187	272	459	135校・31県
	女子	153				
計		499	396	895	217校・35県	

(5) 高校生の参画

<開始式>

係名	人数	協力校・人数
司会	2	吉田高 山梨学院高
歓迎のことば	2	富士河口湖高 甲府第一高

<開始式の運営・競技の運営補助>

実施競技	人数	協力校・人数
スピード	22	吉田高8 富士河口湖高7 富士北稜高7
フィギュア	17	甲府東高5 甲府第一高5 山梨学院高7

(6) 本県選手団 (計25人)

<団長>

高保 裕樹	県高体連スケート専門部長・吉田高校校長
-------	---------------------

<選手・監督>

競技	選手				監督	計	
スピード	9	吉田3	北杜3	富士北稜2	山梨学院1	5	14
フィギュア	6	山梨学院3	甲府一1	市川1	韮崎工1	4	10
計	15	スピード : 男子7・女子2 フィギュア : 男子1・女子5			9	24	

内

(7) 競技成績 (学校対抗)

順位	スピード競技		フィギュア競技	
	男子・学校	女子・学校	男子・学校	女子・学校
1位	北海道・白樺学園	山形・山形中央	愛知・みずほ大	愛知・大同大
2位	北海道・帯広南商	北海道・帯広南商	大阪・浪速	愛知・中京大
3位	山形・山形中央	北海道・帯広三条	岡山・岡山理科大	大阪・大阪薫英
4位	長野・小海	北海道・帯広農業	北海道・札幌藻岩	愛知・みずほ大
5位	北海道・帯広農業	長野・東海大諏訪	島根・石見智翠	神奈川・白鵬女子
6位	北海道・池田	北海道・池田	岡山・金光学園	東京・日本橋女学

容

(8) 本県選手団の成績結果

スピード男子	北杜18位 吉田26位 富士北稜26位 山梨学院34位
スピード女子	富士北稜15位 北杜32位 吉田32位
フィギュア男子	韮崎工業29位
フィギュア女子	山梨学院13位 甲府第一28位 市川82位

☆入賞

順位	種別	種目	氏名	学校・学年
5位	スピード女子	3000m	小佐野 梓	富士北稜高2年

※参考 過去の大会における成績

大会年度・開催地	スピード	フィギュア	入賞数
平成28年度 栃木県		女子学校対抗 4位・山梨学院	1
平成27年度 岩手県	女子学校対抗 1位・帝京第三	女子学校対抗 4位・山梨学院	10
平成26年度 山形県	女子学校対抗 2位・帝京第三	女子学校対抗 2位・山梨学院	7